

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

「仕事と育児・介護の両立」、「仕事と生活の調和」を図るため、社員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2024年3月31日までの3年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：子育てを行う社員の両立を支援するとともに、活躍推進も図る

<取組内容>

- 産前産後休暇、育児休業、介護休業の取得が見込まれる社員に対し、休暇前に個別に面談を行い、各種制度及び給付金等の情報を提供する。
- 妊娠中や産前産後、育児休業中、介護休業中の社員に対し、必要に応じて、または定期的に連絡・面談等の必要な措置を実施する。
- 男性の育児休業取得に関して職場の理解が得られるよう上司に対して、周知・啓発する。
- 女性社員が管理職を務めることに自信がもてるよう、キャリア形成やスキル・マインドセットを主眼とした研修を実施する。
- 上記については、行動計画期間内に実施する。

目標2：働き方改革として長時間労働の削減および有給休暇の取得推進を図る

<取組内容① 時間外労働の規制>

- 時間外勤務を抑制するために、30時間を上限とするルールを設定（継続）
- 勤怠システムによるアラートメールを発信する（2021年6月以降）
- 安全衛生委員会にて残業時間を労使および産業医を含めてモニタリングする（継続）

<取組内容② 有給休暇促進>

- リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇休暇による休暇取得促進を図る（継続）
- 有給休暇取得日数をモニタリングし、取得が進んでいない部門に対して働きかける（2021年4月以降）